

増訂
講座
日本文学史 第一巻 古代

古代宮廷生活と女性

佐藤謙三

岩波書店

古代宮廷生活と女性

佐藤謙三

目次

はじめに	三
一 宮廷の行事と女流文学	四
二 力女伝	七
三 きさきの伝記	一〇
四 宮廷の歌と女性	一四
五 きさきと遣唐使	二二
六 女官について	二五

はじめに

与えられた項目では、『源氏物語』や『枕草子』の書かれた頃の宮廷生活と宮廷の女性とについて書くのが、おそらくこの題目にそうやりかただと思うが、この講座には他に「日記文学」「源氏」「枕」などの項目があり、これらの中で当時の宮廷生活や女性の問題に触れていただけるようなので、私は平安時代の初期前後から延喜・天暦頃までの所でうちどめということにした。

『伊勢物語』や『源氏物語』を理解するためには、延喜の時代より前の宮廷の事情を調べる必要があるように思われるし、和歌や仮名の物語の盛んになる前の宮廷文学についても、その下地になっている宮廷の行事(本文「宮廷の行事と女流文学」参照)や貴族の生活を調べてみたい気もしていたのが、ちょうどこの機会に手をつけるしぎと成った。さしあたり、主として六国史により、宮廷の行事・文学と女性とに関する記事に注意することにした。以下の文中に「紀」とあるのはいずれも六国史の中のもので、『続日本紀』のこともあれば『三代実録』のこともある。もちろん他の書物を引く場合は一々その書名を記しておいた。

宮廷生活と女性というと、何か宮廷内の女性ばかりのように取れるが、そんなはずはないのだ。宮廷や都から離れた町やいなかの女性でも、何かの点で宮廷生活と結び付いていた人たちがあらずである。たとえば、『梁塵秘抄』^{りようじんひしやう}の成立には、民間の歌い女が関与していたと思われるし、そのような事実がもっとたくさんあってもいいはずである。一例をあげると、斎宮のために新たに炊殿を作るとき、火を清める祭をするわけなのであるが、その際に火炬を取る役の二人は、山城の葛野郡^{かどのごおり}の秦氏の家の童女ときまっていたようである『延喜式』。このような祭事や芸能に限って

みても、さまざまの例があるだろうと考えられるが、なかなかよい例が出て来ない（本文「力女伝」参照）。なお、以下の本文で触れる伊勢氏については『伊勢物語』と、尚侍については『源氏物語』の玉葛たまかづらの話と合わせて考えていただけたらと思う。

一 宮廷の行事と女流文学

『枕草子』『源氏物語』『栄花物語』これらの宮廷女流の文学に、御仏名ごぶつなという仏会が出て来る。これは平安時代の年中行事の一つで、宮廷でこの仏会の行われた初めは天長七年（八三〇）だと言われている。物語といっても、『栄花物語』は編年体の記録のような物であるから、事によっては、これと言って特に目立たない書き方がしてあり、御仏名もただ季節の移り変りを記す部分にちらりと出て来たりする。

世の中は五節、臨時の祭だに過ぎぬれば、残りの月日ある心地やはする。しはすの十九日になりぬれば、御仏名とて、地獄絵の御屏風などとう出てしつらふも、目とゞまりあはれなるに、折しも雪いみじう降りければ、「送りむかふ」と言ひおきたるもげにとおぼえたるに、殿上人の菩提声もあやにくなるまで聞えたり。次々の宮などのものゝしる。つごもりになりぬれば、追儼とのゝしる（さまざまのよろこび）

これは宮廷の仏名会で、年末の行事としてごく普通の形に書かれている。地獄絵の屏風を取出して立てるのはいつもの例で、それに目をとどめてながめるのも毎年の事であった。

『枕草子』の場合は、これが筆者清少納言の日記の一節として出て来る。「目とゞまりあはれなるに」と『栄花物語』に記されている地獄絵の屏風を、中宮に「これ見よ、見よ」と言われ、「さらに見侍らじ」と気味わるがってへや

に隠れてしまう。それでいて、殿上人が管絃の遊びをすると、出て行って「なほ罪おそろしけれど、物のめでたさはやむまじ」というわけで、皆に笑われる（七七段）。若い中宮（十八歳）にからかわれるままに気味わるがって見せ、中宮の兄の伊周の朗詠に感嘆してその場に出て行く。きさきに仕える女房の、そつのない奉公ぶりがうかがえるところである。

『源氏物語』の幻の巻は、紫の上なき後の光源氏の悲しみの日々を語るものであるが、正月から十二月まで順を追って、その折々の景物を取入れながら筆を進めている。その中の年末の部分に、源氏の家で御仏名が出て来る。追儼の事も同じで、これはつまり『栄花物語』がひととせの経過するのを書いて行く形式で、雪があしらわれているのも類型と言えるようである。しかし、『源氏物語』の場合は、そのような四季の風物に合わせて、主人公の心境を描いてみせている点、平板な叙述とはきわだった違いがある。追儼の扱い方などは、『栄花物語』に比べるとあざやかなものである。

御仏名も今年ばかりにこそはと思せばにや、常よりもことに錫杖の声々などあはれにおぼさる（中略）。雪いたう降りてまめやかに積りにけり。導師のまかづるを御前に召して、盃など常の作法よりもさしわかせ給ひて、ことに禄など給はず（中略）。梅の花のわづかに気色ばみ始めて、雪にもてはやされたるほどをかしきを、御遊びなどもありぬべけれど、なほ今年までは物のねもむせびぬべき心地し給へば、時によりたる物うち誦しなどばかりぞせさせ給ふ。まことや導師の盃のついでに、

春までの命も知らず雪のうちに色づく梅を今日かざしてむ
御返し

千代の春見るべき花といのりおきてわが身ぞ雪とともにふりぬる

人々多くよみおきたれど、もらしつ（中略）。年暮れぬとおぼすも心細きに、若宮の「儼やはむに、おと高かるべきこと何わざをせさせむ」と走りありき給ふも、をかしき御有様を見ざらむことと、よろづにしのびがたし、

物思ふと過ぐる月日も知らぬまに年もわが世も今日やつきぬる

『栄花物語』の本文と比べてみると、この年末の行事の扱い方は、単なる行事の記載ではなく、よく物語の主人公の心の動きに合わせて描かれていることがわかる。ところで、『源氏物語』の場合には、導師に物を贈る事があり、盃のついでに歌の唱和がある。そうして、その『源氏物語』の歌の中には、「梅をかざす」意を含ませている。

『江家次第』『公事根源』などによると、宮廷の仏名会の導師等に被綿や甘糟（酒の料）を賜うことは例になっていた。禄を賜い盃を与えるという事は仏名会の時の例で、宮廷でも貴族の家でもそれが行われており、『源氏物語』はその行事を具体的に描いているのである。その場合、作者はさらに一段のくふうをこらした。盃のやりとりの際の主人と僧との唱和である。

『延喜式』の図書寮の部分に「御仏名装束」として、金銅花瓶などさまさまの品物の名が挙げてあるが、その中に菊削花二枚左右近衛各進二一枚、寮受供^レ之

というのがある。また『政事要略』の御仏名の項には、次のような記事がある。

延喜十九年十二月廿一日、以^レ導師雲晴一任^二権律師^一、^二襄^三老年^一也、召^二御前^一給^レ酒次折^二削花^一、為^二侍臣插^一、右大臣折^二一枝^一、奉^二天皇^一云、雲乃内乃山乃路仁雲晴^天発^{スル}花乃散由^毛無、即被^レ仰云、此夜転付^二雲晴法師^一云、言為花^平折^天へ帰道仁見^天迷^ム山乃白雲、

本文に誤脱があるらしく、歌の部分などはつきりしないが、大体の意味は次のようなものであろう。延喜十九年（九一九）の御仏名のはての日に、導師をつとめた雲晴を権律師に任じた。これはその老年をいたわったもので、帝の御前

に召して酒を下された。次に削花（これが菊の削花であらう）を折って侍臣のかざしとしたが、右大臣（藤原忠平）はその一本を特に帝に捧げて一首を奉り、その歌の中に「雲晴」の語を入れて老僧を祝う意を含めた。すると帝は雲晴に答歌を作るよう仰せられて、その夜導師雲晴が歌を作った。大体以上のような意味であらうと思われるが、これが『源氏物語』の方では梅のかざしとなり、源氏と導師との唱和になった。御仏名に関して、宮廷にはさまざまの規定があり、先例がある。しかしその一々が、そのままの形で宮廷に仕える女性たちの書く物に取入れられてはいない。『枕草子』や『源氏物語』の作者たちは、宮廷生活の中から自由に自分たちの書く素材を選び、さらに、男子側の記録ではうかがうことのできない、貴族の家の四季折々の人々の動きをも記した。我々は『源氏物語』によって、宮廷の御仏名とはいささか趣きを異にした、貴族の私邸での行事の有様を知ることができたのである。

二 力 女 伝

古代宮廷生活と女性とについて考える場合、身分の高いきさきや宮廷に仕える女官のことがまず頭に浮かんで来る。事実また平安時代の女流の日記には、宮廷に関する事が数多く記されている。それを整理すれば、それだけで宮廷生活と女性とに關しての記述ができあがるわけである。しかし、民間にあって平常はそれほど宮廷生活に關係のない女性も、時によっては宮廷の記録に記される機会があった。ただそのような女性の実例の様子が、今となってははっきりとわからないのである。たとえば、りよりよくみよ力女りよりよくみよと呼ばれている女性などはその一例である。

『延喜式』の民部省の条に、

凡諸国所貢レ力女、免其房徭、并給田二町、以充資糧、

とあり、また縫殿寮の条に、

凡地六町左京北辺三坊一町、左京北
辺二坊三町、一条二坊二町四町賜_二内侍司、東堅子、女孀、簀力婦、二町賜_二寮女孀已下、

とある。男子でいうと相撲人になるが、力の強い女子を諸国からさし出すことがあり、それに対して宮廷では女官なみに田を与えていた。その田は主税寮ちからりょうの式によると簀力婦女田といわれ、節婦田などと共に不輪租田として扱われていた。以上は式の規定する所であるが、実際にそのような田が与えられていたかという点、『政事要略卷五三』に載せる延喜十四年(九一四)八月八日の太政官符に次のように見えている。

応行雜事五箇条事

一、応返進_二諸国難田二千三百六十六町九段五十二歩、其地子稲混_二合正税一事(中略)

簀力婦女田廿七町三段

尾張国二町、参河国一町三段(中略)、美濃国二町(下略)

この官符に見える簀力婦女田というのは、前の縫殿寮式に見えるものが、召されて京都にある簀力婦女のための田であるのに対して、在国の婦女に与えられていたものと考えられる。相撲人の本国が初めはそちこちにあつて、毎年七月に行われる相撲の節に備えて国々から召されていたようであるが、『三代実録』や『今昔物語』などによると、次第に国が限定されて、特に薩摩・常陸などが有名な相撲人の出身地となっている。悠紀・主基すきの国が近江・丹波または備中ときまってしまったのと同じようなもので、簀力婦女の出る国も、延喜の頃には美濃・尾張・参河などが代表的な地方とされていたらしい。そうして、相撲人の物語が『今昔』に伝えられているように、簀力婦女についても幾つかの伝承があった。時代は下るが、『看聞御記』かんもんぎの永享十年(一四三八)の条によると、当時「強力女絵」と題する絵巻のあったことが記されている。『日本霊異記』に見える力女の物語は、その具体的な例であらう。

『靈異記』上巻の第二話には、美濃みつのはつたえの狐直きつちの家の縁起が記されている。美濃の国の人々が狐を妻として男子を生み、子孫が代々狐直と称したが、その家の人々は力が強く走るのが早いと伝える。次の第三話には、道場法師の由来が記されている。後世の人が、元興寺の道場法師には強力な者が多いというわけはこれこれだという物語。そうしてこれは尾張の国での事となっている。農夫が雷を助けて、その御礼として力の強い子を得る。頭に蛇が巻きついている童子であったという。同じ本の中巻第四・二七話によると、この美濃・尾張両国の力の強い家柄の人々の物語が、かなり根強く伝わっていたことがわかる。これらの記載によると、美濃の狐直の祖は欽明天皇の御代の人、尾張の道場法師の祖は敏達天皇の御代の人で、後者の家は先祖以来愛智郡片輪かたわの里にあって後まで動かなかったらしい。上巻に記しているところでは、各の家に強力な女子がいたとは伝えていない。いずれも男子を得たとのみである。それが中巻に至って女子を主人公とする物語に変わって来ている。共に時代は下って聖武天皇の御代のできごととなる。美濃の少せう川の市に力女ちからめがおり、身体が大きくて百人力の持ち主、狐直の後で四代めの孫に当る。これが少川の市で商人の品物を奪い取る悪人である。一方尾張の片輪の里にも力女がいて、これは身体が小さい。昔元興寺に住んでいた道場法師の孫に当るが、少川の市の女のうわさを聞いて、出て行ってこれを征服し、市から追放してしまったという。この力の強い小柄な女性と同一人かとも思われるが、とにかく同じ時代、同じ片輪の里の女性で、道場法師の孫に当り、郡の大領の妻であった人も、一見柔和でいて五百人力の持ち主であったと伝える。この女性の物語の前半には、夫のために作ったよい麻の衣を、夫が着て出て、上役に当る国守に取られてしまったのを、自分で出かけて行って取り返す話があり、幾分「絵姿女房」の面影が見える。前記の雷の申し子の話にも、下に述べるような類型があるのと合わせ考えると、早く尾張地方の伝説として固定していたものがあったらしい。

中巻の第四・二七話の片輪の里の女人が同一人か別人であるかは、実はよくわからないのであるが、そのような力

の強い女性が尾張の地方に何人かはいたはずなのである。美濃の場合も多分そうであろう。大蛇を祖とする『平家物語』巻八の緒方三郎の家の物語もある。これも、大蛇の子は「あかがり大太」と呼ばれた男子であった。狐や雷の子孫の場合も、元来は代々生れる男子が強力であったと伝えていたのであろう。それが三代・四代と続いて奈良の帝の時代に至ると、女子の豪傑が現われて来た。この頃になって、宮廷にいわゆる簪力婦女の召される事が始まったのではなからうか。天平と弘仁との年代には、五六十年のへだたりしかない。『延喜式』に見える簪力婦女に関する記載は、すでに弘仁の式にあったものとも考えられる。『靈異記』の成立年代が弘仁年間の末とされていることもあり、簪力婦女のいちじるしい例として、天平時代的美濃・尾張の力女の物語が、弘仁期の仏家の説経の材料に取り入れられたということになる。その上巻には女子の事が見えず、中巻に至って女子が主人公となっているのは、天平時代に簪力婦女に関する諸国の伝承の、中央に報告される機会が多かったというわけでもあろうか。

美濃の狐の子孫がここでは悪者になっているが、『靈異記』の本文には、「恃^三己力、凌^三弊於往還商人、而取^三其物^一為^レ業」とある。『延喜式』の彈正台の部に、その役人の行う直接の仕事を説明しているが、中に京中の非違を検する事があり、「又有^二孝子順孫義婦^一以不、又有^二惡女擾^二乱閭巷^一以不」の項目がある。美濃の狐の如きは、この惡女の見本のようなものであった。

三 きさきの伝記

五条のきさき藤原順子（大同三年—貞観一三年）
（八〇八—八二七）がまだその家にいた頃、朝手を洗うと小さなじが洗面の器に立ち、うらないをする者が、これは至貴の祥でその慶言うべからずと称したが、後に仁明天皇のきさきとなり、文徳天皇の母后

となった。そうして文徳天皇が崩御になると、尼となって受戒したのであるが、その方法は、東大寺の戒壇の諸僧を自邸の五条の宮に招いて大乘戒を受け、延暦寺の座主円仁を招いて菩薩戒を受けるといふものであった。南都北嶺の有力な僧を自邸に招いて、仏教の大切な儀式を行わせるだけの力を、この宮廷の貴女は持っていたのである。

やや時代が下つては、藤原おんし穩子（元慶八年―天慶八年）の法華八講（八八四―九五四）がある。穩子は藤原基経の女で、醍醐天皇の皇后、朱雀・村上兩帝の母后、いわゆる延喜・天曆時代のきさきとして世に太后と称せられた。『太后御記』と呼ばれる仮名の日記があつて、『河海抄』にも少し引用してあるが、このきさきに仕えた女房の心覚えのようにも見える。後の『御湯殿上の日記』に類する記録であろうか。この太后の住居は二条院で、後の兼家・道隆の家も大体このあたりで、『枕草子』に出て来る法興院の積善寺はこの邸内に建てられたものらしい。太后の御八講は天曆元年（九四七）三月に行われた。場所は朱雀院の柏殿（柏梁殿）である。その月九日に、村上天皇は朱雀院に行幸、太后と上皇（朱雀天皇）とに謁見のことあり、御前で管絃の遊びが行われた。十五日に柏殿で御八講が始められ、諸家の捧物も数多くあつたが、五巻の日の十八日には捧物の銀が甚だ多く、尚侍藤原貴子は誦経の料として砂金百両を瑠璃の壺に入れて奉った。翌十九日も尚侍の家から誦経のために同じく金百両を奉っている（以上、大日本史料 天曆元年）。この時の願文を大江維時が作っており、「朱雀院被_レ修_三御八講願文」として『本朝文粹』に載せてある。文中に「或於_三天台山_一、或於_三法性寺_一、多造_三尊像_一、数写_三經王_一、（中略）重為_三弘法興隆自他利益_一、奉_レ造_三立金色釈迦如来像_一、奉_レ書_三写金字妙法蓮華經_一一部、千花開尽之候、百鳥和鳴之時、八講展_レ筵、四日設_レ會」とあり、『記略』の記す所によると、皇太后がこれより先承平五年（九三五）二月に、比叡山で大般若経を供養し、天慶五年（九四二）三月に法性寺で涅槃経を供養し、同八年二月に同寺で多宝塔・一切経などを供養された事実がある。法性寺は太后の兄忠平の建立した寺で、忠平が幼時に父基経の供をして歩き、寺院建立のための土地を見たてた話は『大鏡』に詳しい。

五条のきさきと共に『伊勢物語』で有名な二条のきさき藤原高子（承和八年—延喜一〇年）は、陽成天皇の母后であるが、その家にあった日、兄の基経の夢に、高子が庭中に臥して腹部のふくれるのに苦しんでいたが、まもなく腹中から氣が上昇して天に至り、化して日輪となったと伝える。入内して皇子を生むというさとしであった。

夢想・吉祥・相人、有力な寺院との結び付き、これらが宮廷の高貴な女性の伝記にとりたてて記される項目であった。檀林皇后と呼ばれた橘嘉智子（延暦四年—嘉祥三年）の伝は、このような点が特に詳しい。嵯峨天皇の皇后、仁明天皇の母后で、その権勢の強かったことは、仁明天皇の宮廷で、母后の父橘清友の名を避けて、清友氏一族の称を笠品氏に改めさせたことでもわかる（承和二年）。このきさきの伝記の初めには、母子草に関する俗諺が記されているが、これは後出のきさきの前身について語る記事と共に、他の后妃の伝に見えぬ民間の俗説、説経師の徒の唱えた説話の採録ではないかと思われる。嘉祥三年（八五〇）の三月に仁明天皇崩御、続いて五月に母后が崩御になった。母子あいついでなくなれたのであるが、その事のある以前に、民間に流言が行われ、「今年の三月三日には草餅は作れない、母子草がないからだ」と言われた。これは、年中行事として三月三日にははこぐさを摘んで餅を作るのであるが、この年にその草が生えぬでもないのに、上のような流言が伝わったのは、天が人の口をかりて言わせたのであるという。

伝記によると、きさきの父清友は良家の子弟で、身長六尺二寸、眉目描くが如く、举止はなはだ都雅で、そのため高麗の使臣来朝の折に接待役を仰せつかった。その使臣が相法（そうほう）に明るく、清友の子孫の大貴に至る事と彼自身の短命とを予言した。後に内舍人（うどねり）となって栄達の道についたが、まもなく三十二の若さで死んだ。

伝記は、続いてきさきの容姿を語るのであるが、それには、「為人寛和、風容絶異、手過_二於膝_一、髮委_二於地_一、觀者皆驚」とある。手が膝より下に伸び、髪もまた地に垂れるほど長いのが、他と異なる姿であるわけなのだが、特にその手については、伝記中の次の記事を合わせ考える必要があろう。

初法華寺有^二苦行尼^一、名曰^二禪雲^一、見^二后未^レ筭^一、就把^二其臂^一云、君後当^レ為^二天子及皇后之母^一、后竊記^レ之、遂生^二仁明天皇及淳和太皇太后^一、后追^二想尼言^一、訪^二其所在^一、尼時既亡、

この予言の主が法華寺の尼であつたことは、先の「手過^二於膝^一」に連関があると思われる。法華寺はまず奈良の寺と考えてよいであろう。そうなると、有名な十一面観音の像が思い起されるわけだ。もしも、あの手が膝下に及ぶ立像は光明皇后をモデルとして作られたのだとする伝説が、当時にあつてすで行われていたとすれば、橘氏の家の娘を法華寺の観音像に結び付けることは、奈良の時代に人臣の家から出た有名なきさきと容姿の相似しているところに重きをおいて説いた伝説ということになる。「就把^二其臂^一云」とあるのは、手が膝の下にまで及ぶ、その異常な長さに注意させる書き方と思われる。

もちろん、信仰の厚い高貴の女性を観音の化身と見たててゐることはありうる。たとえば、源^{たのり}為憲^が『三^{さん}宝^{ぼう}絵詞^{えし}』を作つてさし上げたといわれる冷泉天皇の皇女尊子内親王（康保二年―寛和元年
九六五―九八五）のための四十九日の願文に、慶^{よし}滋^{しげ}保胤^{のやすね}はこう書いている。

凡此界古今婦人之出家也、或及^二暮齡^一為^二寡婦^一、或多^二愁恙^一無^二依怙^一之人等也、公主者、先太上皇之女、後太上皇之妃、今上陛下之姉、於^二天下^一亦不^レ賤、桃李無^二衰色^一、桑榆非^二斜暉^一、何其遁^レ世之太疾乎、追^二思往事^一、良可^二化人^一、不^レ知、妙音暫来^二自界^一、仮為^二後宮^一、又^レ不知、観音欲^レ度^二随類^一、為^二現化身^一歟（『本朝文粹』）

さて、きさきは仏理を信じて檀林寺を建立し、また弟の右大臣公氏と相談して学官院を建てて橘氏の子弟に経書を誦習させた。仏教と儒教とを共に重く見るのが当時の宮廷社会の風潮であつたらしいが、特にきさきの伝記には仏教のにおいが強い。宮廷にはいつて後、夫人となり皇后となりして位置の高まる前に、前兆としての夢を見た記載があるが、一つは針の穴から出て左の市の中に立つた夢、もう一つ七月七日に見たのは、仏の瓔珞（ようらく）を身に着けるといふ

であつた。後の夢については、それから五六日して皇后となられたとあるから、仏の飾りを身に着けることが、尊貴の身分に至る吉祥とされたことがわかる。しかもそのよい夢を見た時が女性にゆかりの深いなばたの夜であつたといふのは、唐風の詩が宮廷の文学として盛んに行われた時代らしい伝え方である。きさきは、後に多くの幡や袈裟の上等品を作り、入唐の僧に持たせて、唐の坊さんや五台山の寺に施入されたとも伝えているが、この信仰心の厚い女性の前生について、「故老相伝」としてかなりの長文で記されている物語は、『靈異記』に伝えるものと大体において一致しており、当時かなり世に流布していた俗伝と見える。伊予国神野郡にいた上仙という山の行者と、檀越として行者に供養した同郡橘の里に住む橘の姫とが、その死後、共に生前の願いの通り嵯峨天皇とその皇后としてこの世に再生した、というのである。「所謂天皇之前身、上仙是也、橘姫之後身、夫人是也」とあるが、おそらく、嵯峨天皇の御諱が賀美能で、そのために天皇即位の大同四年(八〇九)に、伊予の神野郡を新居郡と改めた、その前後に、仏教で説く転生の説を用いて、説経師の仲間が作り成した物語であらう。仁明天皇の即位前紀には、このきさきについて、「太后曾夢、自引三円座、積累之、其高不知極、每一加累、且誦言卅三天、因誕三天皇云」と記している。卅三天はいわゆる切利天で、帝釈の支配する所という。以て帝位に比したのであらう。仏家の説のきさきの伝記に及ぼす影響はこのように大きいものであつた。

四 宮廷の歌と女性

檀林皇后の父清友の祖父に当るのが左大臣橘諸兄(文武天皇二年〔天平宝字元年〕八三十七)である。美努王の子葛城王等に母方の姓橘宿禰を賜つたのは、天平八年(七三六)十一月のことであつた。葛城王は、その時から臣籍に降つて橘宿禰諸

兄と姓名を改めたのであるが、その時の葛城王・佐為王等の上表の中に次のように言っている。

葛城親母、贈従一位^レ果犬養橘宿禰、上歴^ニ淨御原朝廷、下逮^ニ藤原大宮、事^レ君致^レ命、移^レ孝為^ニ忠、夙夜忘^レ勞、累代竭^ニ力、和銅元年十一月廿一日、供^ニ奉^ニ拳^ニ国大嘗、廿五日御宴、天皇嘗^ニ忠誠之至、賜^ニ浮^ニ杯之橘、勅曰、橘者果子之長上、人所^レ好、柯凌^ニ霜雪、而繁茂、葉經^ニ寒暑、而不^レ彫、与^ニ珠玉共競^ニ光、交^ニ金銀^ニ以逾美、是以汝姓者賜^ニ橘宿禰^ニ也、而今無^ニ繼嗣^ニ者、恐失^ニ明詔、(中略)願賜^ニ橘宿禰之姓、戴^ニ先帝之厚命、流^ニ橘氏之殊名、万歳無^レ窮、千葉相伝、

果犬養橘宿禰は橘夫人と呼ばれた女性で、名は三千代(??^{天平五年}七三三)、光明皇后の母に当り、薨じた時は内命婦正三位であつたが、後には正一位を贈られた。諸兄を生んだ後に、藤原不比等の子として光明子を生んだと伝えられている。諸兄は、亡き母が元明天皇から賜わつた橘の姓を長く伝えようと願つたのである。

『万葉集』巻六の天平八年の部分に、「冬十一月、左大弁葛城王等、賜^ニ姓橘氏^ニ之時、御製歌一首」の詞書で、
 たちばなは実さへ花さへその葉さへ枝に霜降れどいや常葉の木

とある。その左注に、

右冬十一月九日、從三位葛城王、從四位上佐為王等、辭^ニ皇族之高名、賜^ニ外家之橘姓^ニ已訖、於^レ時太上天皇皇后、共在^ニ于皇后宮、以為^ニ肆宴^ニ而即御製賀^ニ橘之歌、并賜^ニ御酒宿禰等^ニ也、或云、此歌一首、太上天皇御歌、但天皇皇后御歌、各有^ニ一首者、其歌遺落、未^レ得^ニ探求^ニ焉、今檢^ニ案内、八年十一月九日、葛城王等願^ニ橘宿禰之姓^ニ上表、以^ニ三十七日^ニ依^ニ表乞^ニ、賜^ニ橘宿禰^ニ、

とある。これによると、右の歌は聖武天皇、または元正天皇の御製であり、別にまた聖武天皇と光明皇后との御歌があつたことになる。すると、諸兄の母に橘の姓を賜わつた天皇、諸兄自身に賜姓の際御歌を賜わつた太上天皇

は共に女性であり、同時に御歌を賜わった皇后は諸兄にとってごく近い縁つづきの女性であったわけだ。『万葉集』には続けて「橘宿禰奈良麻呂応詔歌一首」として、諸兄の子奈良麻呂の歌を載せている。檀林皇后の祖父に当る人の作である。

奥山のまきの葉しのぎ降る雪のふりはますとも土に落ちめやも

田道間守がとこよの国から持ち帰ったと伝える「たちばなのかぐのこのみ」をそのままに姓としたのであるが、和銅元年（七〇八）の大嘗の御宴、いわゆる「豊のあかりの節会」の際、女帝が杯に浮かんた橘を賜い、「橘はこのみの長上……枝は霜雪をしのぎて繁茂し、葉は寒暑をへてしほまず……」と祝福のことばを下されたのである。「枝にしもふれどいやとこはの木」は、その祝いのことばを歌の形にしたものと見える。

さつき待つ花たちばな香をかげばむかしの人の袖のかぞする（『古今集』夏よみ人知らず）

この歌『伊勢物語』では、宇佐の使として出かけた役人が、接待の席で、盃を捧げた主人側の女性に、座にあったさかなの中のたちばなを取って言いかけた歌としている。女あるじが、その役人のもとの妻（むかしの人）であったのをそれとなくほめかした歌だというのである。これらの歌は、宴席で目前の花やこのみをよんで興をそえる、そのような歌の一つと解釈されるのであるが、「浮杯之橘」という語はまた『万葉集』巻五の歌を思わせる。

梅の花いめに語らくみやびたる花とあれもふ酒に浮かべこそ

天平二年（七三〇）正月、大伴旅人の邸宅で役人たちが宴を開き、梅の花を題に作った三十二首の後に迫和した歌の一つであるが、三十二首の中の

春柳かづらに折りし梅の花たれか浮かべしさかづきのへに

や、巻八の